

## 1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめは、どの生徒にも、どの学校にも起こりうるものである。
- (2) いじめに至らない前段状況の軋轢には、双方の想いに寄り添い、お互いの偏りに目覚めさせ、共生することを指導する。
- (3) いじめは、人権侵害であり、人として絶対に許されない行為である。
- (4) いじめは、その内容により暴行、恐喝、強要、名誉毀損などの刑罰法規に抵触する犯罪である。
- (5) いじめは、いじめられる側にも問題があるという考えでは解決できない。
- (6) いじめは、大人には気付きにくいところで行われることが多く、発見しにくい。
- (7) いじめは、入れ替わりながら被害者にも加害者にもなる場合がある。
- (8) いじめは、加害、被害の二者関係だけでなく、「観衆」、「傍観者」など集団全体に関係する問題である。
- (9) いじめは学校、家庭、地域が、一体となって取り組む問題である。

## 2 学校及び教職員の責務

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者、教育関係機関等との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努める。

## 3 いじめ防止等のための組織

### (1) 学校いじめ対策委員会

#### ア 設置の目的

いじめの防止、早期発見及び対処等に関する措置を迅速かつ実効的に行うため、学校いじめ対策委員会を設置する。

#### イ 所掌事項

- ① いじめ防止等の取組内容の検討
- ② いじめに関する相談・通報への対応
- ③ いじめの判断と情報収集
- ④ いじめ事案への対応検討と決定

#### ウ 会議

定例委員会を、学期に一回程度開催する。

いじめ事案発生時は、緊急対応会議を開催する。

会議で決定した対応策等については、職員会議等で周知徹底する。

#### エ 委員構成

校長、副校長、各学年主任、生活指導主任、養護教諭を構成員とし、必要に応じて当該クラスの担任、スクールカウンセラー、第三者の有識者等を校長が指名する。

## (2) 学校サポートチーム

### ア 設置の目的

学校いじめ対策委員会の業務を補助、支援するために、学校サポートチームを置く。

### イ 所掌事項

- ① 学校いじめ対策委員会が決定した方針等の具体化、実行
- ② 事案発生時の事情聴取、情報収集

### ウ 会議

学校いじめ対策委員会の開催後に、学期に1回から数回開催する。  
事案発生時には、必要に応じて開催する。

### エ 委員構成

各学年の担当者、保健部の担当者、スクールカウンセラーを構成員とする。

## 4 段階に応じた具体的な取組

### (1) 未然防止のための取組

- ア 児童生徒同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 児童生徒の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全教職員がいじめの態様や特質等について校内研修や教職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- オ 生徒の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、全教職員が積極的に生徒とかかわるよう努めます。
- カ 情報モラル教育を推進し、児童生徒がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

### (2) 早期発見のための取組

- ア 生徒対象のいじめアンケート調査を年3回（5月、11月、3月）実施する。
- イ スクールカウンセラーによる全員面接を実施する。
- ウ 個人面談及び三者面談等を通じて学級担任による生徒からの聴き取り調査を行う。（5月、9月、1月）
- エ 生徒及び保護者のために「いじめ相談窓口」を設置する。

### (3) 早期対応のための取組

- ア いじめと疑われる行為を発見した時はその場でその行為を制止する。
- イ どんな些細な兆候や行為であっても、関係生徒から事実確認を行う。調査段階では双方の言い分を公平かつ丁寧に聴き取る。
- ウ 被害生徒や情報提供者から話を聴く場合は、他の生徒たちの目に触れぬよう、時間、場所等に配慮する。また、加害生徒と被害生徒は別々の場所で話を聴く。

エ 事実確認後、速やかにいじめ対策委員会を開催し、早急に事実を確認し、対応方針を決定、職員会議等で周知する。

オ 被害生徒、情報提供者を守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整える。

カ 被害生徒の保護者には、発見したその日のうちに保護者に面談し、事実関係を直接伝える。

キ 加害生徒に対しては、いじめた気持ちや状況などについて十分に聴いたうえで、いじめは人格を傷つける、人として絶対に許されない行為であることを理解させ、自らの行為に対する反省を促す。

ク 被害生徒の保護者に対しても、「いじめは絶対に許されない行為である。」という毅然とした姿勢で対応し、事の重大さを認識させたうえで、家庭での指導を依頼する。

#### (4) 重大事態への対処

ア いじめにより生徒の生命・心身または財産に重大な被害が生じた場合は都教委、及び警察等の関係機関へ報告する。

イ 被害生徒の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教員による見守り体制を整備するとともに、保護者との連絡を密にし、下校後についても状況把握を積極的に行う。

ウ スクールカウンセラーと情報を共有し、またスクールカウンセラーによる授業観察を行うなどして、被害生徒のケアに活かす。また、被害生徒の保護者の心のケアを行うため、スクールカウンセラーを活用する。

エ いじめが原因で不登校になっている被害生徒に対して保健室登校を実施するなど、必要に応じて緊急避難措置を講ずる。

### 5 教職員研修計画

(1) いじめ問題についてすべての教職員で共通理解を図ることを目的として、各学期に1回程度、教職員研修を実施する。

(2) 内容は、教職員の指導力やいじめの認知能力を高めるための研修、スクールカウンセラー等の専門家を講師とした研修等とする。

### 6 保護者との連携及び啓発の推進に関する方策

(1) いじめ防止について、学校だより、PTAだより、保護者会等を通じて保護者に呼びかける。

(2) 重大事態が発生した際には、緊急保護者会を開催し、正確な情報提供を行う。

### 7 地域及び関係機関や団体等との連携推進の方策

(1) 警察・児童相談所等と定期的に連絡を取り合って、情報収集、情報交換に努める。

(2) 学校行事等を通じて地域交流を行い、地域で生徒を見守る環境を作る。

(3) ホームページによる情報発信を積極的に行って、いじめを許さない学校であることを示す。

8 学校評価及び基本方針改善のための計画

- (1) 学校評価にいじめに関する項目を設け、学校運営連絡協議会、地域自治体から評価を受け、いじめ防止基本方針の改善に資する。
  
- (2) 生徒・保護者にアンケートを実施し、いじめ防止策、いじめ解決策の改善に資する。